

静岡県民俗学会会報 195 号

<http://web.thn.jp/s-folklore>

2025 年 6 月 1 日発行

静岡県民俗学会 〒424-0053

静岡市清水区渋川 1-9-6-101

✉ s-folklore@fujitnc.ne.jp

振替口座：00850-5-10438

茶草場農法の現状

—菊川市上倉沢での見学と聞き取り—

外立 ますみ

はじめに

2025 年 1 月 17 日、まだ寒風の吹く時期であった。菊川市上倉沢のお茶の生産家を訪ね、茶草刈りの様子を見せてもらった。

上倉沢を訪れたきっかけは、世界農業遺産に登録されている茶草場農法について現状を知りたいという中国からの留学生（大学院生）を生産家の方と引き合わせ、聞き取り調査をお願いするためであった。

「静岡の茶草場農法」とは、茶園の畝間にススキやササなどの刈敷きを行う伝統的な農法のことをいい、これらの草を入れることによって茶の味や香りが良くなるといわれている。静岡県の茶栽培では古くから刈敷きを入れる方法が行われてきたが、茶園の周囲に必ず採草場が点在し維持され

てきた。生産家には、茶園の面積と同じくらいの面積の草地が必要という認識がある。このような採草地の維持のかたちが静岡県に特徴的に見られる。また、刈り取りなどで人の手が入ることで、多くの動植物の住処が保たれ、生物多様性の保全にもつながっていることが評価され、平成 25 年 5 月(2013) に世界農業遺産に登録された。そのような採草地の活用を行ってきた掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、川根本町の 4 市 1 町が登録の対象となった。

採草地は、日本中どこにでも見られた風景であり、カヤなどの草は肥料や屋根材、飼料などに広く利用されてきたが、農業や生活の近代化にともない、多くの採草地が放置され、あるいは消失してきている。

茶栽培の場と品種 お話をうかがった堀延弘さんは茶の生産家であり、茶草場農法実践者であるとともに丸五倉沢園という茶工場で茶の製品化もおこなっている。令和 3 年には茶草場農法実践者として知事顕彰を授与されている。

留学生がどのような視点でまとめようとしているかはわからないが、せっかく同行したので、現状を記録にとどめておこうと思う。

(※ここでの作業は、我々が理解しやすいように一連の作業を少しずつにとどめ、短時間で全体の工程がわかるように実演してくださったものである。)



1. 茶草にするササやカヤ



2. 刈った草はヤマにして乾燥させる